

〔大城 勝議員 登壇〕

○3番 大城 勝君 3番議員、大城 勝です。これから大きく分けて6つの質問を一括していたしますので、その後の答弁をよろしくお願いします。

1. 町文化財の存在意識を高め、有効活用するために（1）南風原町指定の有形民俗文化財、史跡の数はいくつか。その指定年はいつか。（2）文化財指定の必要性があると認められるものに対する掘り起こし調査はされているか。（3）観光協会の行う催しに、南風原まち歩きツアーがあります。このツアーは、文化財の存在意義を高め、文化財を有効活用するのに格好の催しだと考えます。町は観光行政の点から、南風原まち歩きツアーをどのように捉えているか。

2. 文化財の維持管理について（1）南風原町の有形民俗文化財である照屋区の獅子の設置盤が傾いている。文化財の維持管理の一環として調査し、傾きの修復ができないか。（2）文化財の維持管理はどのようにされているのか。周辺の雑草の草刈りなど環境整備はどのように行われているのか。

3. 旅券発行における手数料支払い簡略化を（1）本町庁舎での、ここ数年の旅券の発券件数の推移を知りたい。（2）旅券発行手続き後の手数料支払いに、申請者は郵便局で収入印紙、銀行での県証紙の購入が必要だと思います。本町庁舎内で取扱いができないか。

4. 区画整理事業地域に愛称を（1）津嘉山北土地区画整理事業地域は、日に日に賑やかな街の様相を呈してきています。この一帯を町民から募集した地区名を付け、南風原町のより良い発展に寄与できないか。

5. 県道82号線沿いに道路照明灯の設置を（1）県道82号線の照屋区交差点から山川区向け150メートル付近のガソリン給油所沿いに横断歩道があります。そこは、夜間になると周辺の明るさも乏しく真っ暗闇となる。往来する車両を避けての道路横断は危険を伴う。また、この一帯の歩道は、中高年者の夜のウォーキングコースでもあり歩行利用者も多い。この県道横断歩道沿いに道路照明灯を設置できるよう、関係機関に要請できないか問います。

6. 空手の普及について（1）空手競技が東京オリンピックから正式種目に決まりました。沖縄が空手発祥地ということもあり、今後関心もますます高まろうと思います。青少年の健全育成上も、空手は大いに普及させてしかるべきだと考え質問します。①町内の小中学校において空手授業の現状はどうか。②翔南小学校では、運動会で空手の集団演武を行っており、素晴らしい。この空手集団演武を他の学校にも広められないか。③子どもの居場所づくりの一環として、地域の公民館や児童館などを活用し、空手指導を広められないか。

（2）中高年者の健康づくり、生きがいづくりの一つとして、中央公民館の講座に空手講座が新設できないか。あるいは、地域の公民館でも普及できる仕組みを町行政は作れないか。以上、6つの質問をいたします。よろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 大城 勝議員のご質問にお答えいたします。質問事項1にしましては、(1)と(2)は関連いたしますので一括してお答えいたします。町指定の文化財は、平成2年6月27日に指定した有形文化財が3件、有形民俗文化財が4件、無形民俗文化財が13件、史跡・天然記念物が5件で、平成16年3月24日に指定いたしました無形民俗文化財が1件の合計26件となります。また、平成16年3月指定以降は、所有者からの指定の要望もなく調査は行っておりません。

質問事項2(1)でございますが、南風原町文化財保護条例第10条や南風原町文化財保護条例施行規則第14条により、所有者に修復の義務があります。町は予算の範囲内での補助金交付になりますので、所有者と調整・検討をしております。

質問事項2(2)でございます。南風原町文化財保護条例第6条により所有者となっております。文化財の維持管理等々についてのご質問でございます。

質問事項6、空手の普及についてお答えいたします。(1)の①でございます。平成20年の中学校学習指導要領の改定に伴い、中学校保健体育において武道・ダンスが必修となりました。南風原中学校、南星中学校では、空手を授業に取り入れております。なお、小学校では空手の授業は実施しておりません。②集団演武を他の学校にも広められないかにつきましては、学校によっては運動会における集団演技についてはエイサーを取り入れている学校もあり、各小学校の裁量により沖縄の伝統文化を取り入れております。③地域公民館から要望がありましたら公民館出前講座として空手講座は実施いたします。また、4児童館においては空手教室を実施いたしております。(2)でございますけれども、公民館で健康づくり、生きがいくりの講座を開設するのは重要なことであり、利用者からの意見等も参考に検討しております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目の町文化財の存在意義を高め有効活用するために(3)についてお答えします。観光として訪れる方へ本町の風景・風俗・文物を見たり体験したりすることで、本町の歴史・文化を楽しんでいただく素晴らしい取組であると考えています。

質問事項3点目、旅券発行後における手数料支払い簡素化を(1)についてお答えします。平成25年度626件、平成26年度550件、平成27年度651件で、3カ年間の一月当たり平均50件の申請件数があります。(2)についてです。収入印紙は日本郵便株式会社より業務委託を受けて、そして県証紙は県知事より指定を受けて売りさばくことができます。ご提案にあるように、申請者の利便性を考えると本庁舎内で取扱いが必要だと思しますのでその取扱いについて検討しております。

質問事項4点目、区画整理事業地域に愛称を（1）についてお答えします。土地区画整理事業の流れとして、すべての工事が完了すると換地処分の手続きに移り、これにより権利者の従前の土地についての権利は換地に移行し、また、町名や地番の整理改正も同時に行われることになることから、ご提案の町民から地区名を募集することについては検討してまいります。

質問事項5点目、県道82号線沿いに道路照明灯の設置を（1）についてであります。この件については、道路管理者に要請をしてまいります。以上です。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 ご答弁、どうもありがとうございました。再質問させていただきます。1番目の南風原町有形民俗文化財・史跡の数はいくつかですけれども、有形民俗文化財として南風原町のホームページにも載っているとおり、字照屋、字本部、字兼城の3カ字の石獅子4基が紹介され、また答弁からも4基とも平成2年6月の指定であることが分かります。これらの獅子は、集落に降りかかるいろんな災いから人々を守るために設置されていると説明されています。現代に生きるわれわれに、先人たちの生活の在り方の一部を伝える貴重なものとして捉えることができます。雨風にさらされながらも、どんと地に這い私たちの暮らしを見守っている獅子がいるのだと思うと、先人たちが残した宝物として私たちはこれからも大切にし、のちの人々に引き継ぐ責任があろうかと思えます。石獅子4基のうち2基は字照屋にあります。私は子どものころから接している獅子ですが、平成2年に町指定の有形民俗文化財になり、より安心したかたちで町民全体の共有資産として保存活用されることを願っております。そのことに関しては、文化財として指定する町側も同じお気持ち、考えだと思えますが、よろしければ文化行政を預かる町としてこの文化財を指定する意義、その思いをお聞かせ願えませんか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それでは、お答えいたします。勝議員同様、町も同じ気持ちで文化財について考えております。また、この文化財については、町内に存在する文化財で町にとって重要なものについては、保存・活用するために必要な措置を講じ、町民の文化的向上に資するとともに、社会文化の進捗に貢献するというを目的として複数年かけて調査・研究し、所有者とも調整等をかけて平成2年に指定することになりましたので、これからも町民の文化的資質向上を目指して守っていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 丁寧なご説明、ありがとうございます。次に、文化財指定の必要性があると認められるものに対する掘り起こし調査はどうされているかに対して、先ほどご答弁がありました。わが町も近年、都市化現象が著しく変貌しつつあるなかで、先人たちが残した歴史的な重要性のあるものとは後世にも守り伝えていかねばならないと考えます。そのためにも私たちの周囲を見渡し、文化財として指定する調査が必要と考えての私の質問でした。ご答弁は、所有者からの要望がないので調査は今のところ行われていないとのことでした。調査依頼で行えるものだと解釈します。

3つ目の質問への答弁に対してですが、観光協会の行う催し物に南風原町のまち歩きツアーがあります云々で、私たちが文化財として指定する意義は、その文化財から町がたどってきた姿を学び、その歴史を学んで、これから進んで行く町の在り方を後世に残していくという思いもあつてのことだと思っています。それゆえ、文化財を生活の一部に取り入れ身近な存在として活用できればと考えます。観光協会の行う南風原まち歩きツアーは、地域の文化・歴史を学ぶなかで文化財にも触れることができます。町民あるいは南風原町を訪れる方たちへのツアーは、文化財の存在意義を高め文化財を有効活用するに格好の催しだと評価したいと思います。町行政はこの観光協会の地域めぐりツアーをどのように捉えているかと質問したところであります。ご答弁もまさに私と同じ内容でありました。どうもありがとうございました。

次に、文化財の維持管理についてであります。わが南風原町の刊行物で南風原の『史跡のパフレット』というものがあるのですが、それによりますと確かに有形民俗文化財の獅子4基は、兼城・本部・照屋のそれぞれの自治会が保持団体となり所有者・管理者となっています。先日、本町の文化財保護条例の施行規則を読みまして、それにたゞいまの町行政の答弁からも文化財の維持管理は所有者・管理者であるそれぞれの自治会に帰属するものであると理解しました。施行規則からして、維持管理はそれぞれの自治会ではありますが、この有形民俗文化財4基の獅子が持つ町民全体の文化資産という観点からも維持管理には町行政からの何らかの力添えがあつても良いと考えておりましたところ、ご答弁もそれに沿う内容でありました。どうもありがとうございました。

次の再質問です。旅券発行後の手数料支払いの簡略化に対してであります。本庁舎で手数料支払いができれば申請者にとって余計に足を運ぶ不便さが軽減され、申請者の利便性が高まると思うがどうかということに対して、答弁も申請者の利便性を考慮し取り扱いを検討するとのことでありました。答弁、どうもありがとうございました。

次に、区画整理事業地域に愛称をとということであります。この地域は、これからどんどん建造物が立ち並び、街並みが都市化へと変貌しつつあります。それに見合う愛称として夢膨らむ名が付けられるといいと思います。私からの提案ですが、『土地区画整理事業ニュース』を活用して、面白い紙面づくりの一環として愛称の募集を取り上げ、町民がこの事業に対する雰囲気盛り上げられないかと思ひます。答弁では、愛称募集を検討するとなりました。私のその提案、いかがですか。ご答弁をお願いできますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 素晴らしい提案、ありがとうございます。津嘉山北土地区画整理区域につきましては、現在まだ工事施工中でありまして、実際に地番の整備については工事完了後、換地処分時において地番変更を行うわけでありまして、まだ早いかなと思っております。それも一つの案かと参考にさせていただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 どうもありがとうございました。私は、早くても損はしないと思っていますので、盛り上げるという意味からもなるべく早くの手を打ってもいいかと思っています。

次に、県道82号線沿いに道路照明灯の設置をと質問いたしました。答弁では道路管理者に要請していくとありました。どうもありがとうございます。この交差点一帯は、広い地形をしていて、明るさが広がる照明灯が良いと考えています。夜9時ごろまでは給油所の夜間営業のためその周辺は赤々としていますが、給油所の営業の灯が消えますと辺りは真っ暗闇となります。集落内に設置されている防犯灯の灯り程度ではこの一帯にはなじまないと考えている質問です。より明るさのある道路照明灯を要請するものであります。要請の真意はそこにあることをお伝えください。

つぎに、空手の普及についてであります。町内の小中学校において空手の授業はどうかと質問しました。2つの中学校で空手の授業が行われているとのことでしたが、この中学校体育実技の授業時間数と空手の専任講師がいるのかを教えてください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それでは、お答えします。まず、南風原中学校では一年生男子で10時間、二年生女子8時間、三年生男子10時間となっております。また、南星中学校においては二年生で10時間というカリキュラムになっておりまして、指導については体育の先生が行っております。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 ありがとうございます。空手の基本をマスターした現場の体育教師が、空手授業を担当していると理解しますが、地域の空手家の看板を掲げている指導者たちを活用することも、より質の高い指導ができると私は考えています。地域でがんばる人

材を活用することで、行政からの声かけが励みにもなろうし、より地域に貢献する意識を高めることになると考えますがそのへんはいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 先ほど議員提案の翔南小学校においても運動会で空手の演武をしています。それについては地域の方に指導していただいていますし、またその件については必要であれば学校応援隊はえざるをとおして講師派遣ができるのか今後検討してまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 先ほど質問し忘れましたが、町は町内の空手指導者がどれぐらいいらっしゃるかと捉えているのかお聞かせください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 総数の把握はしておりませんが、ただ、空手道場が4カ所はあると認識しております。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 どうもありがとうございます。私もあと20年ぐらいすれば空手家になるという流れでいきたいのですけれども、今のところ4人ということですね。

次の質問にいきます。翔南小学校では運動会で空手の集団演武を行っており、この空手の集団演武を他の学校にも広められないかという質問をしました。今年の翔南小学校の運動会でも四年生全員が、とても四年生とは思えないほど統制の取れた空手演武を見せてくれました。答弁にもありますように、運動会での集団演技においては、それぞれの学校の持ち味が出る演目で行われるのが本筋ではありますが、また、演武時間も取りますし簡単にどこの学校でも取り入れるというわけにはいかないものかも知れません。私としては検討してみてもどうかということでの質問でありました。

次に、子どもの居場所づくりの一環として地域の公民館や児童館などを活用して空手指導が広められないかとの質問に対してですけれども、照屋区では夏休みの期間を利用して照屋区公民館で空手教室を開きました。子どもの居場所づくりに活用できる感触を得たと主催者の区長は述べています。

それから次の質問ですが、中高年者の健康づくり、生きがいくりの一つとして、中央

公民館の講座に空手講座が新設できないか質問いたしました。照屋区での中高年者を対象にした空手教室が8月にありました。私も参加しましたが、そこで空手を格闘技としてやるのではなく、健康づくりの一つとして穏やかな空手の動きもあることを知りました。健康体操のような歳をとった年代にも体力的負担を少なくしてできる空手があることが分かり、普及させたいものだと考えます。今回の照屋区での空手教室は、対米請求権事業協会の交付金を活用しました。地域社会の健全な発展を目的とするという事業の趣旨を踏まえたかたちで空手教室を行ったものであります。他自治体がこの方法を活用することもいいですし、地域住民が空手に関心を高めて欲しいと願うところです。ところで、空手にはいろいろ流派がありますが、どの流派でも取り入れている普及型でもって統一した演武ができると聞きます。この空手の普及型体得のためにも公民館講座が新設できればという考えであります。答弁は検討できるとのことでありました。どうもありがとうございました。沖縄県議会は、平成17年に10月25日を空手の日と決議しました。沖縄伝統の空手が今後ますます発展し、世界の恒久平和と人々の幸福に貢献することに願いを込めての宣言を決議したのであります。空手が私たちの日常の中にも今後ますます浸透し、4年後の東京オリンピックではわが南風原町からも代表選手が出ることを期待したいと思います。ここ南風原の地でも今後、空手が今以上に普及していくことを願う思いで私は質問をしましたが、町行政は空手普及に関してどのような思いをお持ちかお聞かせいただけませんか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 先ほどからも関連して答弁していますが、沖縄が空手発祥と言われておりますので、普及についても素晴らしいことだと考えております。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 どうもありがとうございました。町長、いかがですか。お持ちなら一言でもお聞かせください。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 まさに沖縄の空手は発祥であり、文化の一つとして沖縄県民皆が心に留めていく。また、心を無にする武術だと私は思っておりますので、これはやはり原点だと思って、南風原町民、沖縄県民皆が世界に羽ばたくような武術だと思っておりますので、これからも奨励できるよう、また皆が継承できるように私たちも取り組んでいきたいと思っております。

平成28年第3回一般質問1日目

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 ご答弁、どうもありがとうございました。以上で私の質問を終わります。